

(案)

アンケート2

協働に関するアンケート調査への協力について（依頼）

日頃から、横浜市政にご理解、ご協力くださりまして、ありがとうございます。

横浜市では、自治会町内会やNPO等、様々な団体や市民の皆さん、企業、区役所・市役所等が、知恵や力を合わせ、よりよいまちをつくる、参加と協働による地域づくりを進めています。

今年は、そうした取組を推進する「横浜市市民協働条例」が平成25年4月1日に施行されてから3年が経ちました。

そこで、横浜市と協働で事業を行っている皆様にアンケートを行い、条例に基づく制度の運用はどのようになっているのか、また、未来の横浜のまちづくりに向けて、多様な市民が連携、協力して、地域や社会の課題解決に取り組むためには、どのような環境づくりが必要なのか、ご意見をお伺いすることとなりました。

いただいたご意見は、「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」にまとめ、新たな施策の検討などに活用させていただく予定です。

これからの横浜市の協働をより発展させていくため、ご多忙のところ大変恐縮ですがご協力をお願いいたします。

ご回答は、次のいずれかの方法で〇月〇日までをお願いいたします。

- ① このアンケートに直接記入し、同封の返信用封筒（横浜市市民局宛）で郵送
- ② 次のアドレスもしくはQRコードから回答フォームで回答

<http://〇〇〇〇>

QR
コード

【ヒアリング調査について】

アンケート調査にご回答いただいた皆様の中から、数団体にヒアリング調査を予定しております。

ヒアリング調査をお願いする場合には、改めて御連絡させていただきますので、その際には、どうか御協力くださいますよう、お願いいたします。

【担当】 横浜市市民局市民活動支援課 谷川・佐藤

電話：045-227-7915

FAX：045-223-2032

Mail：sh-nobi2@city.yokohama.jp

問3 問2で回答いただいた問題や課題を解決するために必要なことはなんですか。当てはまるものすべてに○をお付けください。

1. 地域で活動している団体の情報
2. 地域の団体が交流する機会
3. 地域や社会の課題やその展望などを議論できる機会
4. 団体同士をつなげる人や機関
5. 相談できる窓口
6. 協働による活動に対する助成金
7. 地域や社会の課題に関する行政情報
8. その他 ()

上の回答を選んだ理由や、連携・協働が進むための具体的なアイデアがあれば、ご記入ください。

問4 横浜市市民協働条例第2条では、中間支援組織について規定されています。この中間支援組織に特に担ってもらいたい役割はなんですか。当てはまるもの3つに○をお付けください。

【条例第2条第5項】

この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と女性又は政策提言等を行う組織をいう。

1. 市民等のネットワーク化や交流促進
2. 情報収集と提供
3. 相談とコンサルティング
4. 調査研究
5. 人材育成と研修
6. 活動支援・助成
7. 政策提言

上の回答を選んだ理由

問5 横浜市市民協働条例第10条では、市民協働事業の提案（市民発意で市に対し、市民協働事業を提案すること）が規定されています。この制度について、当てはまるものに○をお付けください。

制度について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知っている 2. 知らない
制度の活用について	<ol style="list-style-type: none"> 1. すでに活用している 2. 今後活用したい（提案内容：) 3. 活用が難しいと思う（理由：) 4. 活用したいと思わない（理由：)

ここからは、横浜市との協働事業についてお伺いします。

- ① 協働契約を締結している団体の皆様は、次の説明をご参照の上、問6～8へ進んでください。
- ② 協働契約を締結していない団体の皆様は、問9へ進んでください。

協働契約・事業評価について（横浜市市民協働条例の解釈・運用の手引きより抜粋）

・協働契約は、条例第8条の「市民協働事業の基本原則※」に基づき、協働の必要性や事業目的、役割分担などを対等の立場で共有し、合意を得て進めていくことを文章化し、互いに納得しながら事業を進めることを目的としています。（条例第12条）

・協働契約を締結した事業は、事業の終了後に、事業の成果や役割分担等について、相互に評価を行います。評価を行うことで、その後の事業に活かしていくとともに、評価を公開することで、事業の信頼性や透明性を高めていくことを目的としています。（条例第15条）

※市民協働事業の基本原則（条例第8条）について

市と協働契約を締結し事業を行う市民等が

- ① 対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- ② 事業について目的を共有すること。
- ③ 事業の情報を公開すること。
- ④ 相互の役割分担を明確にし、それぞれが役割に応じた責任を果たすこと。
- ⑤ 市は、市民等の自主性や自立性を尊重すること。

【協働契約を締結している団体のみ回答】

問6 協働契約を締結することで、その協働事業において条例第8条の「市民協働事業の基本原則※」が実現できましたか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない

以上の項目を選んだ理由

【協働契約を締結している団体のみ回答】

問7 事業終了後の評価をどのように実施していますか。

【協働契約を締結している団体のみ回答】

問8 協働契約の制度や評価の仕組みをよりよくするために必要なことはありますか。

問10へ

【協働契約を締結していない団体のみ回答】

問9 横浜市と協働で事業を実施して、良かった点や課題と感じた点を教えてください。

【良かった点】

【課題と感じた点】

問10 最後に、横浜市市民協働条例や、協働に関し、何かご意見等がありましたら、お願いします。

～アンケートはこれで終了です。御協力ありがとうございました。～